# 支部ニュース

2015年9月 No. 502

発行 自由法曹団東京支部

メールアドレス dantokyo@dream. com 〒112-0014 文京区関口 1-8-6-202 Tm03-5227-8255 Fax03-5227-8257 郵便振替 00130-6-87399

●2015 年サマーセミナー
※自由法曹団東京支部サマーセミナー講演 安倍政権の戦争法案強行と運動の到達点・課題・・・・・・・・・・・・・渡辺 治 ※サマーセミナー討論(1日目・2日目)
●「田無9条の会」の代表になって・・・・・・・・・・・・・・・・・原希世巳
●ノーモア・ベース・フェスご協力の御礼と次回企画のご案内・・・・・・・・・大住広太
●残業代ゼロ法案廃案に向けての宣伝活動・・・・・・・・・・・・・大久保修一
●若手弁護士へのメッセージと返書
※弁護士活動46年の回顧と若い弁護士諸氏にのぞむこと・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
※岡田克彦先生への返書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・黒澤有紀子
●第 27 回東京支部ソフトボール大会 10月23日(金)開催!



# 2015年サマーセミナー

# 自由法曹団東京支部サマーセミナー講演安倍政権の戦争法案強行と運動の到達点・課題

ーツ橋大学名誉教授 渡辺 治

#### はじめに

緊迫する国会情勢、衆院強行採決、参院での闘いへ 戦後70年、戦後最大の岐路に立つ日本-安倍内閣の戦争法案-

#### 1 安倍内閣とは何か?なぜ戦争法案に執念を燃やすのか?

- (1) 安倍内閣はたんなるタカ派の「お友達」内閣ではない 安倍内閣、2つの顔:
  - ① アメリカ・財界待望の顔。冷戦の終了後、支配階級が求めてきた軍事大国化、新自由主義を推し進める顔。
  - ② アメリカ財界が嫌がることをする顔。歴史修正主義への固執

後者の顔が注目されて目立っているが、問題なのは、「なぜ安倍政権が復活したのか」ということが重要。支配階級が安倍でないとこのような状況を突破できないと判断したということが 重要。

なぜ2つの顔か?一大国化をめざす内閣

安倍内閣は戦後日本で初めて、現実的にアジアの中で中国に対抗できるよう、日本を軍事大国にしようという本格的内閣。大国化のためには、集団的自衛権、戦争法案、新自由主義改革のみならず、国民意識の改変も不可欠、そのためには、歴史の見直し、教育も不可欠

戦争法案だけをやっているのではないということも重要。大企業の競争力強化のための新自由主義改革-労働者派遣法改悪、TPP、原発再稼働なども同時に強行する内閣という特徴もある。

運動を広げるためには、様々な運動を結びつけていくことも重要。戦争法案反対とTPP、 労働法改悪反対など・・・・。

安倍のめざす大国は復古的な戦前型の古典的帝国主義大国ではない。アメリカを盟主とする グローバル企業本位の世界の中での大国、対米従属下での大国。

(2) 安倍内閣の構造と矛盾

安倍内閣を支える2つの勢力・・・

外務・防衛官僚、経産官僚とタカ派が相互に対立しあいながら、日本をアメリカに追随するグローバル企業の進出がやりやすくなる大国化、軍事国化、新自由主義化を目指す。

安保・防衛政策の主流は、外務・防衛官僚で、安保外交政策にはタカ派は関与できない。日米 同盟の強化を図っている。 新自由主義改革では、財務官僚より、経産官僚が原発再稼働を含めて中心となって新自由主 義改革を進めるという点に非常に特徴がある。

外務・防衛官僚と経産官僚が主流であるが、大国を支持する国民意識の形成、改造を考えると、 タカ派グループも無視することができない。

アメリカ追随のグローバル競争大国路線 vs 復古的国民統合という矛盾する部分もあるが、この二つの勢力のバランスの上に立っているのが、安倍政権。

(3) アメリカ、財界の切り札としての安倍内閣

アメリカも財界も、歴史修正主義に固執する安倍に、自由な市場秩序の攪乱者ではないか、 という不安を抱いていたが、いまや全面支援をしている。

安倍のような野蛮な情熱なければ、支配階級の懸案を押し通すことできないから。

反対運動が盛り上がっても、支持率低下にもめげずに課題を遂行していくことができるのは 安倍政権のみ。

戦争法案の要は集団的自衛権の観があるがやや不十分。戦争法案の本質は、アメリカの遂行する戦争、介入のすべてに、場合によっては武力行使も含めて全面加担する体制をつくる法案。ひとつめの柱は、「後方支援」という名目であれば、アメリカの戦争に全面加担。2つ目の柱は、特定の場合「存立危機事態」という口実つけば、武力行使、人も殺す集団的自衛権である、と捉える必要がある。

それが、アメリカ・財界の全面バックアップの理由。安倍訪米と上下両院合同会議での演説 に見るアメリカの安倍首相に対する歓待。

- (4) 安倍内閣の「大国」政治の3つの柱
  - 1 戦争する国づくりと改憲-中心は戦争法案 自衛隊の海外派兵は冷戦終焉以来、アメリカ、財界が求めて実現できなかった宿願 新ガイドラインと戦争法案 (資料1)。
  - 2 構造改革-国民皆保険体制解体、労働者派遣法改悪、原発再稼働、TPP 新自由主義改革の第2段階
  - 3 国民意識の改変-歴史の修正・改竄、戦後70年談話、教科書統制

#### 2 戦争法案反対運動の展開と安倍内閣の誤算-反対運動4つの時期区分-

安倍首相の誤算は、反対運動の予想を超える盛り上がり。

(1) 第1期-5月15日~6月4日 運動の担い手の登場期

※6月4日は3名の憲法学者が違憲発言をした日

5月12日 総がかり行動 許すな戦争法案集会 総がかり実行委員会が戦争法制に絞っ た集会を実施(2800名)

5月21日 総がかり行動国会前行動スタート(1000名弱)

6月5日 SEALDs 定例行動開始 1000名弱で始まった

- →総がかりとSEALDsという2つの主体の誕生。
- (2) 第2期-6月4日~7月16日 反対運動の急速な広がり、運動拡大期 6月4日の憲法審査会での参考人3人の違憲発言を契機に反対運動が急速な拡大。

自民党、マスコミはオウンゴールといったが、オウンゴールは運動が生んだもの。この発言はマスコミに自信を与えた。マスコミが運動や集会を報道しはじめた。

オウンゴールは風のないところにはない。運動があの3名の憲法学者の違憲発言を生んだ。 6月14日、25000,6月24日3万人 運動が広がり始めた。

第1期の約10倍

安倍内閣、2つの誤算

- 1 この運動で安倍内閣は95日の会期延長を余儀なくされた
  - 60日ルールを考えると、9月末までの会期延長を余儀なくされた(決定的な誤算)。
  - →安倍首相は、川内原発再稼働の前、また、翁長知事が辺野古の埋め立て許可を取り消す 前、70年談話の前に国会を閉めたかった。
- 2 強行採決に追い込まれたこと。 これにより安倍内閣の支持率は激減し安倍は追い詰められた。
- (3) 第3期-7月16日~7月27日 反対運動第1の高揚期

集会参加者の拡大

安倍内閣の支持率低下と逆転

支配階級内部の動揺と混乱―焦りからの自民党、補佐官等の暴言が立て続けになされた。公明党の基盤の創価学会に反乱が起こる。

- (4) 第4期-8月1日~ 政権側の対策と運動側の新たな昂揚への準備
  - 安倍内閣の危機回避策を行い始める。
  - ・辺野古埋め立て工事1ヶ月中断、これで安倍内閣は、翁長知事がやろうとした、8月の辺 野古埋め立て許可取り消しを防いだ
    - しかし、矛盾は拡大。沖縄にとってはとても大きな成果。これで安倍政権は9月11日に 辺野古埋め立てを再開できるのかという問題をはらむ。9月11日までには戦争法制を通 し、辺野古埋め立ての再開をするというもくろみだが、ダメな場合、さらに傷口拡大。
  - ・70年談話→公式の村山談話の否定はできなかった。村山談話を上書きして取り消すため、 侵略植民地支配の問題、慰安婦問題を書かない、お詫びも書かないという強い考えが安倍 首相にはあった。これができれば、今後の教科書統制でさらに大きな武器。
    - しかし、これ以上の支持率低下を防ぐためまたアメリカの支持を確保するため、これを取りやめざるをえなかった。

運動側の新たな昂揚への準備

- ・8月11日に小池晃議員による統合幕僚監部資料暴露。→19日以降の特別委員会から「第 5期」を開始することができるかがこれからの勝負。
- ・8・30大行動の提起

#### 3 戦争法案反対運動の昂揚の原動力-2つの共同と新たな力

- (1) 2つの共同
  - (a) 運動団体間の共同を追及し実現したこと-90年代以降初めて
    - ・ある課題を目的として、持続的な共同ができていることが大きい。大げさにいえば安保共闘(安保条約改定阻止国民会議)以来55年ぶり。少なくとも冷戦終結以来初めての共同ができた。

- ・統一戦線、共闘運動の歴史と現状
  - 1 60年代の統一戦線-安保共闘(社会党、共産党、総評)。
    - 60年安保闘争の2つの原動力①革新の共闘、②平和と民主主義の力の合流。「安保共闘の再開」と共産党はずっと言ってきたが、60年代には持続的な共闘ができなかった。 ベトナム戦争をきっかけに1日共闘はできたが・・・。
  - 2 しかし、全国レベルでなければ、統一戦線の重要な前進 67年東京都知事選の共闘。社会党系、共産党系の団体が同じ数だけ入って、対等平等、 政策協定も結び美濃部都政を作っていった。
  - 3 しかし、80年社公合意と統一戦線の「終焉」。
  - 4 90年代以降の共闘の試みと困難-5・3実行委員会、九条の会、都知事選型 都知事選レベルで、共産党系、社民党系、生活ネット系での共同はあった。
    - →国政レベルでの持続的な共同はできなかった。しかし、今回、これができるようになった。
    - →しかし、今回、かつてない共同-3実行委員会方式が実現した。
    - →民主党、共産党、社民党が一堂に会し、連携するというかつてない事態
  - -5月3日、総がかり行動のすべての行動-この力で議会内での共同、議会での追及を励ました。

小田川氏(全労連)、福山氏(平和フォーラム)、高田氏(市民連絡会)の3名が記者会見で並ぶというかつてない状況。

「戦争させない・九条壊すな!総がかり行動実行委員会」型の共同(資料2):「この共同行動は、これまで私達の運動がなかなか超えられなかった相違点を乗り越え、戦争する国づくりをくいとめ憲法理念を実現するために大同団結するもので、画期的な試みです。」)

- 共同実現の理由
  - 1 労働者状態の悪化、地域の衰退・矛盾の激化
  - 2 反貧困の運動、3.11以降の反原発運動以来の共同の積み重ね 2008年12月、連合系の組合と全労連系組合の、派遣法抜本改正めぐる集会、年越 し派遣村の経験。
  - 3.11以降の原発の取り組み。ここでつながった人たちが今回も動き、共同を生み出している。
- 共同の3つの効果
  - 1 議会内で、民主党、共産党、社民党が連携を行ったことも大変画期的な出来事。国会議員団での意見交換・連携。
  - 2 各分野での共同を生み出したことも重要。法律家6団体共同、学者、学生の共同など。
  - 3 共闘の文化
- (b) 政治的立場、政策、思想の違い乗りこえる平和と民主の共同
  - ・平和という点での共同-戦争法案反対の一点で、安保・自衛隊に賛成の人も反対の人も共同を。 安保と自衛隊が違憲だと主張していた人たち。安保と自衛隊は合憲としつつ、集団的自衛権の 行使容認は違憲だという立場の人たちが共同した。
  - ・平和と民主主義の共同-平和への声と民主主義、立憲主義の破壊反対の声が合流した →6月4日の保守的憲法学者の違憲発言、広範な弁護士会、学者の立ち上がり。

こうした立ち上がりは、立憲主義蹂躙への強い危機感が生みだした側面が強い。

#### (2) 新たな運動、新たな力

(a) 大都市だけでなく、地域の立ち上がり

新自由主義による地方の解体という客観的要因に加え、九条の会の地域での頑張りが大きな要因となっている。

(資料3):9条の会の訴えと提起一地域と共同をメインに行動提起をしている。

地方議会へ意見書を挙げる。地方議員はもちろん国会議員への要請を徹底する。

この闘いが、今国会中の地方議会決議7月17日現在356件、賛成1割に満たず、を実現。

その結果、地方議会でのかつて無い意見書、

「8月30日10万人行動、全国100万人行動」は、地域の共闘がないとできない。

(b) 保守的な人々の立ち上がり(良心的保守との共同が大きな特徴)

自民党のOB(山崎拓氏、古賀氏など)の発言。地域の保守層の安倍離れが起こっている。 保守の取り組みの中で、広島県の県議の呼びかけで庄原市20名の市議で安保法制反対の 団体を作った、という動きまで出ている。

- cf. 毎日新聞アンケート調査では、309議会から回答があり、反対169, 慎重136, 賛成4、そのうち114議会で与党議員が(戦争法制に反対する決議に) 賛成に回っているとのことであった。反対169議会のうち39議会で与党議員賛成。創価学会の反乱。
- (c) 学生-SEALDs という組織の立ち上がり

6月5日から定例行動開始。大きく拡大して、学者の会と共同をして8月26日に集会予定。全国100大学で動きがある。地域のSEALDsもできてきている。

- (d) 女性の立ち上がり
  - 6. 20 国会ヒューマンチェーン 女の平和 15000人

子どもに平和を IN渋谷 →新しい共同行動を生んだ。

世論調査に反映、7月19日付け毎日新聞

: 戦争法案: 賛成27% (男性39%、女性19%)

安倍支持:35%(男性40%、女性30%)

(e) 弁護士会、日弁連、学者らのかつてない広範な立ち上がり

#### 4 安倍内閣の危機と戦争法案廃案へ向けての課題

- (1) 安倍内閣の4つの爆弾と矛盾(国会延長の中で生じたこと)
  - (a) 安倍内閣の支持率急落と政府·与党内の矛盾

磯崎暴言、自民党若手議員-56.25自民勉強会、SEALDs利己的発言

- (b) 4つの爆弾の新局面
  - 1 戦争法案

統合幕僚監部資料の爆弾;

①文民統制の崩壊。

- ②戦争法案の本質は新ガイドラインと戦争法案の連関ということが、この資料に明確に書かれている。
- c f. 共産党、志位委員長が、5月27日の質問を、集団的自衛権からでなく、アメリカの戦争への「後方支援」名目の全面加担から質問に入ったのは正しい。
- ・沖縄米軍事故で新たな段階へ-8月12日の沖縄米軍へリ墜落事故も戦争法案の日米共同 作戦の先取り
- 2 川内原発再稼働

読売新聞は世論調査をしているが、反対が強い。衆参、特に衆議院の予算委員会の中で論議してほしい。

3 辺野古新基地

政府、埋め立て工事1ヶ月停止、9月11日から再開予定。

しかし、9月11日まで運動続いたら、大きな爆弾となる。

8月12日に米軍のヘリ事故を取り上げるべき、これは戦争法制のさきがけ。辺野古と戦争法制を結びつけるべき。

4 70年談話

安倍首相は、おわびなどを入れたくなかった。また村山談話を覆したかった。 しかし、侵略、植民地支配、お詫びをちりばめた。村山談話などの継承「揺るぎない」。 ここでも譲歩-保守内から不満と、また暴言。

- (2)戦争法案を廃案に追い込むための運動の4つの課題(資料3)
  - (a)戦争法案を廃案に追い込むには安倍内閣の退陣しかない 決め手は、このままでは自民党政権自体が危機というところまで追い込む。 容易ならぬことだが不可能ではない-4つの課題
  - (b) 国会内外の行動をもう一回り広く大きくするために、地域、職場、学園に
    - ・全国100大学で行動が起きている。国家機密法反対(中曽根内閣)の時以来の運動。
    - ・学習と宣伝を改めてもっと広範な人に呼びかけないとダメ
    - -戦争法案 漠然と不安、しかしどんな危険かは分かっていない
    - ・議員オルグー参議院議員、地元選出全議員にもう一度働きかけやろう。秘書に丁寧に話していくことは必要。
    - ・マスコミに働きかけよう、集会には必ず声をかけよう
    - ・総がかり行動実行委員会の行動には大勢で-8.30集会が焦点。これを徹底する。
  - (c) 地域を根城にして、もっと幅広い、良心的保守を巻き込んだ共同を
    - 1) 革新の共同を地域で

総がかり行動は中央のみ、地域で多様な形で共同を

- ex.山形県 民主党、社民党、共産党、山形県弁護士会
  - -2006年以来の9年ぶりの共同、1000人 33団体の実行委員会
- 2)戦争法案が地域に影響を及ぼす点を保守勢力とともに地域で共同を戦争法案は地域を戦争に巻き込む視点を明確に

地元選出国会議員への働きかけ、地方自治体、議会へ取り組みをさらに強める

-市町村議会での請願、決議、地方議員オルグ、自治体首長への働きかけ

- 3) 地域の怒りを総結集 原発再稼働、TPPに反対する声も
- (d) 参院での審議と固有の課題
  - 1) 3つの爆弾をどう結びつけるか70年談話、辺野古新基地問題、原発再稼働は、衆院でも。安倍内閣の大国化のための不可分の課題としてどれだけ追及できるか。
  - 2) 参院特別委員会での闘いの方針
    - ●統合幕僚会議資料による参院での新局面
    - -国会無視、文民統制の崩壊
    - -新ガイドと戦争補婦案、本命に迫れる
    - ●合同チームなどを検討、法案の危険性を暴露、政府答弁での縛り
  - 3) 対案、修正案提示の動きとどう戦うか 民主党内細野、長島、馬淵らの動き-民主党執行部との連携と運動の共同
- (d) 辺野古新基地建設と戦争法案を一体的に闘う

この2つを一緒に進める。辺野古の発言を必ず入れるとか。

辺野古新基地建設阻止と戦争法案反対の運動、どれだけ合流できるかが鍵

本土の運動では、辺野古も普天間も、本土の基地もなくそう(基地をなくす!というところでやらないと本土では闘えない。安保の問題を入れないとならない。)

翁長知事は、辺野古の問題をつぶせば、普天間の問題も解決するというが、ここのつながりをどうするか。ここは、戦争法制反対の動きを本土で作る必要がある。

#### むすびに代えて-今こそ正念場

局面は変わった-戦争法案は潰す、安倍内閣を潰す、困難だが不可能ではない

★「戦争法案阻止の闘いはオールオアナッシングの闘いではない」ということを強調したい。 目標は安倍政権を倒して、戦争法制をつぶす。

しかし、そこまで行かずとも、戦争法案の闘いが盛り上がれば、安倍内閣の命と引換に戦争法制を通すということもありうる。そこまでもっていければ、戦争法制は非常に使いにくいものにできる。存立危機事態は既に使いにくいことになっている。それだけでなく、安倍を倒せば、辺野古は潰れる。明文改憲もつぶせる。

私達がどこまで安倍首相を追い詰めて、安倍首相を岐路に立たせられるかということが重要。 1日でも早く安倍をつぶせば、それだけ、戦争法案、辺野古、明文改憲を阻む可能性強まる。 安倍内閣のトータルな野望に連動

自由法曹団弁護士の役割→戦後日本の民主主義運動の特徴は弁護士の運動が、民衆運動の中でも 大きな意味を持ってきたこと。

九条の会に多くの弁護士が入っている。地域での戦争法案の学習会などでは主力

#### 参考文献

渡辺治、岡田知弘、後藤道夫、二宮厚美『大国への執念-安倍内閣と日本の危機』大月書店

#### 【質疑応答】

- Q須藤団員:安倍首相のような野蛮な人間でないと戦争法制を通すということをやりきれないだろうという点について詳しくお話いただきたい。
- A:1 安倍首相は、日本を戦前の日本に匹敵する、アジアで中国に対抗する大国になろうという 野望を持っている。だから、アメリカに言われなくても、自衛隊の海外出動態勢づくりに積極 的。これは小泉首相がアメリカのご機嫌取りに自衛隊のイラク派兵やった以上に強い。
  - 2 しかも安倍は「大国」という野望を持つため、戦争する国づくりだけでなく、新自由主義改 革も教育統制も総合的に推進している。これも支配階級にとって好都合。
  - 3 その結果、安倍政権下で、支配階級の総力を結集する体制がつくられている。財界とか日本 の支配階級、外務省のサポート、経産省が全面サポート。
  - 4 さらに安倍首相は、「大国」のために全面的な対米依存を徹底している。完璧な対米追随が 安倍首相の考え。安倍首相は、岸信介の回顧録を読み直すということをしている。そこでアメ リカへの追随を再確認したのだろう。安倍首相が70年談話で意を用いたのは、アメリカが何 をいうかということ。

アメリカの意に反するタカ派、衛藤晟一や萩生田光一が、70年談話の作成からはずされていることは安倍がだれに気を使っているかを象徴している。以前、靖国参拝前にアメリカへ安倍首相が送り込んだ衛藤晟一たちが、靖国神社へいくことについて「アメリカのOKとった」と言っていた。安倍首相はそれに乗っかったが、間違いであった。タカ派の地位が下がったのは、これがきっかけ。

最終的判断を決するのは、「アメリカがどう考えているか」ということ。安倍首相はたんな る復古的タカ派ではない。岸信介は、やることを決めたら大胆にやる、ということだったが、 安倍首相はアメリカのために、戦争法制をやりきるためならタカ派を切る。

もっとも、櫻井よしこ氏ら、切り捨てられたタカ派の人々の暴言は今後出てくるだろう。 村山談話の中にあった、近隣諸国とアジアとの関係が重要。近隣諸国に迷惑をかけた、とい うことが出てくるが、今回の談話には、近隣諸国という言葉がない。こういうところにも安倍 の、アメリカのみを見据えた態度が現れている。

#### Q萩尾団員:幕僚監部の資料のポイントをまとめてほしい。

A:まず文書の構成に着目してほしい。その構成は3部構成。ガイドラインの解説があったうえで、戦争法案の解説があり、スケジュールの内容などがある。問題は、最初がガイドラインの解説があった上で、その実行という視点で戦争法制の全体を解説しているということが重要である。そして、第2部の戦争法案の検討では、法案を3つに分け、①新ガイドラインを現行法制で実現する部分はどこか、②戦争法制を実現しないと実現できない新ガイドラインの部分はどこか、③新ガイドラインとは関係のない戦争法制で実現することはどこか、という3つに切り分けている。そして③新ガイドラインと関係のない戦争法制で実現するところは説明する必要はない、として説明省略している。つまり戦争法案は、ひとえにアメリカの戦争=ガイドラインの実行のためと言うことが手にとるように分かる。

第1部、新ガイドラインの説明時間10分3秒。第2部 戦争法案の説明時間10分(しかも新ガイドラインの解説がここにも盛り込まれている)。

Q萩尾団員:大学改革についてお話いただきたい。

A:大学改革は安倍政権が再起動し、新段階に突入させた新自由主義改革の焦点。なぜ焦点化というと、グローバル企業の競争力に欠かせない先端的化学技術を徹底して大学で作らせる。グローバル企業で使える技術を効率的に作らせる。またグローバル企業に役立つ人材を効率的につくるからだ。今浮上している人文社会学系の学部の廃止の動きはその象徴。

安倍政権は「教育再生実行本部」を作り、大学改革を進めている。最大の梃子は運営費交付金を 大学の先端技術科目とグローバルエリートを作るための実行度に応じて重点的に割り当てていく という点。

大学の経常的運営に不可欠の、大学が生きるか死ぬかの交付金に差をつけることは、これまでやってこなかったこと。文科省でさえも大学が壊れると傾斜配分はやってこなかったが。ここをひっくりかえした。安倍内閣で創設され、竹中とか経団連会長が参加している産業競争力会議がリーダーシップを握ってやった。理工系にはお金を付ける。人文社会部系は切り捨てられる。

今までも社会主義圏の研究、歴史研究、哲学などはどんどん削られてきた。これがもっとドラスティックにやられる。

しかし、これに対する反対の運動は、まだ弱い。ここで文科省にたてついたらさらに減らされるということがあるからだ。

戦争法案は個々の大学の行く末とは関わらないので、立ち上がれたということが重要。人文科学系の運動が泣かず飛ばずだったのが、息を吹き返した。戦争法案反対ということであれば、学長は出てこれる。戦争法案での大学人の立ち上がりを契機に、大学改革についても、全大学的に意見を出していくことが必要だ。

- Q池末団員:国会の質問で存立危機事態についてはかなり詰まっているという話しがあったが、どれくらい詰まっているのか、後方支援の方はどこが詰まっていないのかをお聞きしたい。
- A:1 存立危機事態で大きいのは、憲法学者らが限定的集団的自衛権は違憲だといってしまった という点。与党は集団的自衛権の限定的容認論で手を打って、内閣法制局を垂らし込んだ。もと 内閣法制局長官らも、この点では意見が分かれた。

限定容認論をどうやって判断するかということが問題だったが、3人の憲法学者は、限定容認論も違憲だといった。内閣法制局としては、参考人が限定容認論について、まさか全員違憲論をいうとは思っていなかったと思われる。

違憲訴訟が起こったときに、最高裁は少なくとも、相当苦慮するだろう。

もう一つ、戦争法案で違憲性が高いのが、「非戦闘地域」「後方地域」という概念をなくして、 武力行使との一体化論を事実上取っ払ったことだ。

もともと、政府、内閣法制局は自衛隊の活動をできるだけ広く認めるために、集団的自衛権という概念を国際法の概念と異なって、極めて狭く限定した。他国への攻撃に対し「武力行使」をした場合に限るという極めて狭い意味に限定した。そして、他国の戦争に武力行使で加担することだけは認めないという線を引いてきた。

これまでの内閣法制局の考えは、海外の戦争に武力行使で参加するというのは防ごう、弾薬の提供や発進中の艦船への給油をしない、というものであり、ここに内閣法制局に「良心」もあった。その線引きが武力行使との一体化論であった。

これを取っ払って、アメリカの戦争により積極的に加担するというのが今回の戦争法制。

- Q島田団員:8月23日日曜日に連合が国会前で1万人集会を開く。「みんなで安倍政権に怒ろうという」集会をひらく。山口二郎、小林節教授がくるということをお聞きした。昨夜の総がかりの行動提起には24日、26日、30日の行動提起はあったが、23日の連合の1万人集会の呼びかけがなかった。もっと、発展させるのはどうしたらいいかという視点から、連合との関係がどうなっているか。連合発足してから政治課題を前面に掲げた集会を開くのは初とのことだが・・・。内情をご存知であれば、教えてほしい。
- A:1 総がかりの方では、独自行動は大いにやってください、ということ。各団体の独自行動を 大いにやりながら、共同行動を推し進めるというのが方針。連合だけでなく、総がかりに参加の 諸団体の独自行動も同じ。
- 2 平和フォーラムが総がかりに入ることによって、事実上、連合と手をつないだことが重要。安保法制について、連合も声明を出している。23 日の連合の集会も、総がかりによる統一行動のたまものとみることができる。

ここまで連合がきたということは重要。

- Q東京憲法会議の齋藤さん: 創価学会の最近の行動、創価学会移動部の動きはどうか。
- A:池田氏が元気ならこんなことはなかったはず。一糸乱れず戦争法案賛成になった可能性あり。 創価学会内部では色々な意見があって、集団的自衛権限定行使論の時点から相当公明党への不満 はあったはず。公明党にとっては、まずい。鉄の規律が破られると危機感を持っている。

今回の動きを見ると、かなり公明党にとっては重大な事態であり、これまであり得ない事態。 公明党議員の中にも動揺が走っている。議員への相当厳しい規制が働いている。

しかし地方議員まではその規制が行き切れていないので地方議会や地方の創価学会の止むに やまれぬ行動が起こっている。

- Q長澤団員:民主党の辺野古問題について、運動論的なアプローチの仕方を教えてほしい。
- A: 翁長知事が言っていて、沖縄全体が頑張っているオール沖縄という線で(今までのことを問うたら民主党はどうしようもないが)、民主党をもう一回変えるチャンスがある。チャンスは9月11日。再度、協議が破綻して、辺野古の新基地建設工事が始まったら、民主党は行動をともにするか、これまでのように沈黙するのかが問われる。一緒に行動させることができれば大きい。
- Q石島団員:最近の世論調査の傾向が気になっている。不支持が過半数を超えるなどの動きがあったが、お盆休みから減少にブレーキがかかっている。ANNで少し支持が増えるなどもしている。 反対の声を広げる運動をしている実感と合わないところもあるが、どうなのか。
- A:確かに、世論調査の結果、70年談話を受けて少しだけ上がった。ただ、注目すべきは読売の世論調査は戦争法制と原発についての反対の%が減っていないこと。支持率は少し上がったが、戦争法制、原発についての反対が変わらない。

責めどころはやはり戦争法案。

少なくとも、統幕の資料により、安倍首相が狙っていた8月末の強行採決は無理になった。

- Q野澤団員:立憲主義派と平和派が手を組んでいる。安倍政権を倒したり、相当ダメージを負わせられれば、明文改憲をさせないだろうとのことだったが、立憲主義派は、明文改憲から正々堂々と変えましょうということを安倍政権がやり始めたら、それには賛同するかもしれない。そうなると、今できている共同が壊れるのではないか、
- A:1 ですから私たちは、安保条約や自衛隊に賛成をする人でも、アメリカとともに海外で戦争をすることには反対という1点で闘いましょうといっている。

立憲主義の中には、改正によって変えてはならないものには「平和主義」が入っている。憲法 9条を守りましょうという点での共同を言っている。

2 もと内閣法制局長官の阪田氏がいっていたのは、「やるのなら正々堂々と憲法変えましょう」、 ということ。小林節氏や柳沢氏もそういっていた。

しかし、運動をやる中で、立憲主義派の人たちの意見が少しずつ変わり、平和主義と立憲主義 とが合流し始めていることが注目される。戦争法制反対の声の中で立憲主義派が「平和」を守る、 憲法9条を守るという方へ変わっている。交流をしていく中でここを変えきれるかということが 重要。

- 3 戦争法案がどういう意味で問題なのかというところを言えるのは私達。安保条約が諸悪の根源であり、その延長上に戦争法案もある、沖縄基地問題をほんとうに解決するには、安保条約に手をつけなければダメだという点を言うのは私たちの役割だ。
- Q坂本団員:中国の脅威とか、日本の平和を守るために集団的自衛権は必要では、という考えもある。その中で、憲法9条が重要であり、日本が平和な国であるためにも、憲法9条を守るべきというところに説得力を持たせるには。
- A:中国の脅威に対する対案を打ち出していくことが重要。

中国の軍事主義への対抗は、アメリカに追随した戦争法案ではなく、東北アジア平和保障構想、 9条原則の貫徹のイニシアティブを日本がとること。日本の前提として、侵略戦争の歴史の謝罪、 改めての賠償と安保条約の廃棄、米軍基地撤去。

戦争法制をなくすことがアジアに送る日本の最良の70年談話だと思う。

我々がやることは肉体派な運動だけではなく、頭を使った運動にしないといけない。

# サマーセミナー討論

# 1日目討論(8月21日)

#### 【運動交流】

\*松島団員(団本部改憲阻止対策委員会より)

これまでの到達点(レジュメ)から、今後どういう運動をするかについて話したい。

今日からのこの3週間が日本の運命にとって非常に重要。 参議院での審議は、鴻池委員長が「法的安定性は関係ない」発言をめぐって磯崎氏を叱責する場面もあったが、 基本的に実質的な審議が行われてきた。それが小池議員 の資料により吹っ飛び、8月11~19日まで中断した。 参議院でのこれまでの審議時間は67時間。これに、来 週1週間で(8月24~28日)1日7時間コースやる



と20時間プラスになる。来週の予定は、24、26、28日ぐらいで、合わせると90時間近くになり、通常の審議と同じくらいの時間審議したことになる。衆議院での審議は116時間だったので、衆議院の7割5分~8割の審議をしたことになる。9月3日の安倍首相訪中を挟んで、9月7日の週(9月7~11日)に採決を狙っている。9月10日に辺野古基地建設中断の期限が切れる。このどこかで採決を強行するのが一番濃厚ではないか。来週・再来週が山場。

団としては、これまで意見書3種類、リーフレット第1弾45万部・第2弾10万部を普及した。 有楽町を歩いていた今村団本部幹事長も、見ず知らずの人から団リーフをもらった(笑)。リーフ第1 弾は戦争法案の内容をわかりやすくしたもの。第2弾は、安倍首相のヤジ、強行しようとする強権的・ 反民主主義的・反国会的姿勢を強調したリーフ。もっと広げていただきたい。

運動としては、8月26日に日弁連が日比谷野音で法曹・オールアカデミズム・市民総結集の集会を企画している。団はこれに全力をあげてとりくむ。8月30日の国会包囲10万人・全国100万人行動に対する取り組みも強める。これを成功させることを当面の課題として提起している。9月1日に国会議員要請を予定している。港区では、8月25日に区民集会を予定。その他、各地域で様々な行動が予定されていると思う。

#### \*菊池団員(城北)

練馬で集会とパレードを9月1日に行う。

練馬では20年以上前に800人集まったのが最高だった。7月1日に開いた集会ではそれを遙かに超える1350人が集まり、自信になった。やってみると面白い。革新懇で最高の運動をやろうと、区労協、自治労系の区職労に要請して開いた集会。最初はビラに高畑勲などの名前を載せることにも反対があった。団体旗を下ろすべきという話もあった。当日は、暉峻教授が「組合はいまこそゼネストに突入すべき」と発言したり。国会は行けないけど、練馬でやるなら行きたいという人がいる。幅広く呼びかけて、その人たちに応えるのは重要。

#### \*渡辺照子団員(代々木総合)

中野区での運動について。7月に共同行動の集会とパレードを行った。民主党、新社会党、共産党、 無所属が参加。中野駅頭での街宣に、民主党の長妻議員も来た。

9月2日にパレードを予定。昨年は240~250人くらいだったが、今100名は多く参加して

いる。各議員会派に声をかけて、少しずつ広がっている。

#### \*坂本修団員(東京法律)

『砂川事件と戦争法案』という本を出す。あの砂川判決を戦争法案に使われるのは許せないということで9月4日に出版する。9月4日に全国会議員に手紙をつけて配る予定。「砂川判決よくわからない」という国会議員も非常に多い。裾野を広げ、持続的な闘いになるようにしたい。9月4日の集会と国会議員回りに一緒に参加してほしい。1つのユニークな運動だと思う。マスコミは注目している。

#### \*池末団員(武蔵野法律)

武蔵野市は、市議会で「今国会で安保法案の成立を断念するよう求める意見書」が通った。それを契機に超党派で集まり、宣伝をしている。そこに事務所も加わって一緒に宣伝している。事務所で独自にビラを配り、署名を集めている。弁士が好評で「勇気をもらいました」という匿名の葉書が来たこともある。握手を求められたこともあった。ビラの受取りもよい。署名も短時間でたくさん集まる。小金井9条の会も、中央線いっせい宣伝やパレードをやっている。今後も集会をやる予定。地域出身の国会議員にも要請。

#### \*石島団員(八王子)

700人集会・パレードを成功させた。今度は8月30日に駅頭で2000人を集めてリレートーク、その後国会前にみんなで行く計画をしている。九条連、生活者ネットなどと一緒に。プレ企画として8月15日にリレートークをした。250名集まった。白神弁護士が演説。地元市議のニュースに掲載。

事務所としても宣伝をし、七夕と八王子祭の時の2回浴衣で宣伝をした。かなり目立って面白かった。尾林弁護士も甚平姿に。

#### \*関本団員(八王子)

学習会、集会が企画されている。9月6日に若者憲法集会の八王子版を開催する予定。憲法カフェの参加者の中に、八王子市議会が戦争法案賛成の意見書をあげたことが許せないと言って、署名活動を紹介したら、さっそく集め始めてくれて嬉しかった。

#### \*青龍(東京法律)

東京法律では、事務所九条の回で「9のつく日」宣伝を行ってきた。新宿区内の民主団体が集まっている「みんなの新宿をつくる会」で、新宿西口宣伝やアピールウォーク、新宿区民大集会とパレードを行った。新宿区議会も、民主党、社民党、共産党などの超党派で宣伝が行われ、区民集会にも海江田万里の元秘書が区議になって参加していた。

私自身は、5月中旬頃から憲法カフェや学習会の講師を大体週1回のペースでやっている。とくに3人の憲法学者が国会で違憲であると述べて以降、参加者の雰囲気も変わってきて、「あすわかのブログを見て来た」「国会前に1人で行っていたが、そこでビラを受け取って来てみた」という人が必ず参加している。普段の街頭宣伝でビラの受け取りが悪い上智大学の学生も、先日憲法カフェに参加してくれて、学園祭で憲法カフェをやりたいという依頼があった。運動の広がりを感じている。

#### \*柴田団員(南部)

事務所の中に憲法PTをつくっている。6月末と7月初旬に集会を2回開催した。それぞれ250名くらい集まってかなり大きな集会になった。毎週蒲田駅で宣伝行動。東弁のうちわを配ると受けが良い。東弁からただでもらえるうちわ。憲法カフェもやっている。蒲田駅近くの自然食のお店で、やらせてほしいとお願いして。NHKの記者も取材に来た。直近でやったパレードも400名集まった。

#### \*菊池団員

東弁のうちわと団リーフのセットで配ると、池袋でも受取りが良い。

#### 【教科書問題】

#### \*金井幹事長

全国の育鵬社版教科書の採択状況。今期の目標は、前回育鵬社が通ってしまったところを奪還することと、「危ない地域」で育鵬社を通さないということ。結果は、大田区が奪還!東京都と武蔵村山市は残念ながら奪還できなかった。全国的には育鵬社が増えている。一番は大阪市。横浜市は議会で一本化された翌年に採択された。同じような手段が使われたのが大阪市。採択率は、全国的に4%だったが、育鵬社はこれを10%にしたいと言われている。東京に限ってみれば、憲法の運動とあいまって、教育委員会に要請したり、地域の色々な団体と一緒に運動して、戦争法案反対の運動と結びついて、大田区の奪還が結実した。

#### \*佐藤団員(南部)

絶対今度は取り返すということで闘った。区民意見を寄せる期間を中心に、教科書展示にいきましょう、意見を書きましょうという取り組みをした。展示会直前に学習会を開催。220名が集まった。

4年前は130の区民意見が集まり6割が育鵬社がいいという意見だった。きちんと理由も具体的に記載されていた。それが教育委員にも影響を与えていた。反対側の意見は結論だけだった。

今年は1300の区民意見が集まった。ほとんどは育鵬社反対の意見だったという報告だった。日本会議の委員と思われた人が育鵬社の話もせず、1名だけ育鵬社を推薦したことはあったが、過半数を制して東京書籍に採択された。6月、7月で区内で13回の行動をした。練り歩きも行った。大変盛り上がった。

大田は戦争法制と教科書の運動を一緒にやった。戦争法案の学習会の締めに必ず教科書採択の話を した。戦争法案反対の街頭宣伝でも一言必ず触れる。結果も含め満足感の高い運動ができた。

#### 【渡辺治さんの感想】

色々なところで、地域に根ざした共同行動が展開されていて、その中心に法律事務所があるんだな と思った。地域でどれだけ掘り起こして国会前に行くか。新聞全紙が取り上げるような運動にするた めに。

教科書、原発、歴史問題など、個別の取り組みが大事。九条の会は同じ人が全部やっている。弁護士の集団の中で、個別の課題にかかりきって、戦争法案に持って行く。戦争法案とは違う市民に広げる。労働法制や刑訴法の改悪の問題も含め、色々な形で包囲することがすごく大事。専門スタッフとオタクがいないと成り立たない。議員も少ないと1人で何でもやることになる。

地域の法律事務所の役割は大きい。

# 2日目討論(8月22日)

#### ◎憲法活動、戦争法案

· 渋谷共同 萩尾団員

事務所では、個々の弁護士が講師活動に取り組んでいる。

世田谷区は区長が革新なので、集会等行動しようと事務所で議論した。生かそう憲法輝け9条世田谷の会とともに10月以降に集会を行うが、さらに9月13日にも集会・デモを行う。目黒でも、8月28日に地域で共同宣伝、9月17日にデモを行う。

特筆すべきは、7月26日のママデモ。弁護士の多くが参加して良かった。

渡辺先生の話を受けて、60年安保を超えられていないのが、労働運動の弱さ。いくつかの組合ではスト権を確立している。国労の中でも、戦争立法の件で、実際にストをやるかを別にして、スト権を確立した。労働法制改悪ともつなげて戦争法案に取り組む。弁護士事務所もスト権を確立することも必要ではないか。

10年前にともに渡辺先生を訪ねた新田進さんは当時東京地裁の書記官だったが、去年日比谷公園で 集団的自衛権に抗議して焼身自殺をした。遺志を引き継ぐ必要があるということを改めて思った。

#### ・代々木総合 三浦団員

事務所では、9の日宣伝をはじめ、8月26日、30日の国会前行動は事務所で参加する。

中野区での活動は渡部照子弁護士が話をしたとおり。杉並区での活動を紹介すると、杉並は従前から 9条の会やNOWAR杉並で年配の人の活動は活発だったが、これに加え、6月に、「ジュビリー杉並」 という若者の戦争法案を反対する会が立ち上がった。高齢者と若者の連携がスムーズになった。ジュビリー杉並では、毎週  $1 \sim 2$  回街宣を行い、総がかり行動などにも団体で参加。 200 人くらいの第 2 回 デモも 8 月 2 3 日に行う。

7月の末には、「ストリートゼミ」として、阿佐ヶ谷駅前の広場で学習会を行った。質問者と講師の私が椅子に座って、質疑応答をする形。 1 時間半~ 2 時間も外で話すのはなかなか疲れたが、室内の学習会と異なり、街のいろんな人に聞いてもらえたので、すごく良い企画だった。若い人が中心となって運動すると新しいアイディアで出てきて面白い。

#### ・代々木総合 須藤団員

9月10日に宮下公園で実行委員会方式で集会を企画している。渋谷共同と一緒にやれればいい。 まだ戦争法案にコミットしている男性が多いため、これを切り開いていく必要がある。

#### · 三多摩 大浦団員

学習会は事務所に要請があって、各弁護士にふる。9月20日まで毎週2~3回の講師要請がある。 9条の会、革新懇は前から要請があったが、最近は新婦人の本部から教科書カフェをやりましょうと提 案があったようで、事務所も新婦人の各支部に教科書カフェという形で宣伝している。カフェ形式が多 い。借地借家人組合の学習会もある。これまでなかったところからも要請がある。

7月19日に立川大行進があった。主催者発表で1000人。この情勢からして、もう一度9月にや

ることになった。

#### ·東京合同 久保田団員

9の日行動で団のリーフを配る。事務所近くだとか、港区にある大学の近くなど。大学生は一般の人よりも受け取りが悪い。重点的にやっていきたい。

8月25日に港区で集会・パレードをやる。200~300人目標。港9条の会で、7月に小森陽一を呼んで集会をした。250人くらい集まった。

#### • 宮川団員

個人事務所の弁護士として何かやらないといけないなと。南部事務所の集会については依頼者に声を かけている。

弁護士会の集会に団員が見えないのが残念。地方は団員が支えているが、東京は団員の参加数が少ない。8月26日の日弁連の集会には是非参加をしようと呼びかけたい。弁護士会で活動している人は団員に呼びかけてほしい。

戦争法案について訴える残暑見舞いを大量に出した。A4で3枚。年賀状のやりとりのある弁護士、依頼者等へ。このまま黙っているわけにはいかないと思い。弁護士だからと難しいことを書かずに常識的なことを書いた。団員とかではない弁護士からも、賛成だとか、こうした方がいいとか、何をしたらいいの?という反応など多くの反応があった。教会でも5年くらい前から憲法の講師をしている。以前に比べると具体的な反応がある。

#### ・長澤団員

#### 国会の報告

昨日までで参議院審議70時間。

衆議院では野党に審議時間を与えることで審議時間を稼ぐという作戦だったが、与党野党で時間にして1対9の割合だった。だが国民に伝わらず、参議院では午前中いっぱい与党が質問を行うことも少なくない。与党質問は国民の疑問に答えるQ&Aの形が基本。脅威の中心を中国に置き換えた。北朝鮮の脅威論では支持が集まらなかった。中国を中心的に、南シナ海で軍事基地を作っている、東シナ海でのガス田開発によって利権拡張していると。中国空軍の戦闘能力をも細かく答えさせている。

反対運動に対抗して、自治体の中には推進決議も上がっているところがある。石垣市の意見を紹介してみたり。政治学者等が推進決議を上げたということを紹介したり。国際政治学者や国際法学者は国際法が優位とみて国連憲章を尊重すると言っていることを国会で取り上げている。

南シナ海には迂回路があるから機雷を掃海する必要性が乏しいと言っていたが、参議院では行くことも ありうるとしている。

民主党は徹底して憲法違反だと議論している。民主党は、小泉内閣のときに、限定的集団的自衛権が 認められるかと質問して、行使は許されないと回答していることを指摘。

共産党は、武力行為一体化に力点を置いている。自衛隊内部資料に基づいて、細かい問題を指摘している。小池議員は、米国攻撃用へりが敵国潜水艦を攻撃して、海上自衛隊の護衛艦に戻ってきて、油と爆弾を積んでまた出て行くという図を示して武力行使との一体化を指摘。井上議員は、共同訓練の実例を挙げている。陸自はカリフォルニアの戦闘訓練センターで大規模な共同訓練を行っている。既に中東における陸上自衛隊とアメリカとの共同作戦を念頭においた訓練が去年から行われていると指摘。クラ

スター爆弾を自衛隊が輸送できるかという質問に、法律上排除していないというのが回答。弾薬なら提供できるし、輸送もできる。クラスター爆弾や劣化ウラン弾も。拒絶できるかと質問すると、法律上はできるが、非核三原則があるからという説明をするが。

福島みずほがミサイルは弾薬に含まれるのかと聞いたら、弾薬だと回答。定義として弾薬は消耗品であり、ミサイルは弾薬であると。ミサイルも輸送だけでなく提供もできるということになる。さらに発展して、民主党から、核兵器はどうなのかと質問、核兵器もミサイルの一種。輸送も提供できるが、日本は持っていないから提供できないという回答。運んではいけないという排除規程を入れないのかという話になる。しかし明文には入れないのは、既にアメリカからの要請があるから、又は将来要請があることが分かっているから。だから、ここだけは譲らない。武力行使と一体化できないと考えることは不可能だということが明らかになってきた。

#### ・須藤団員

宮川先生が言うように、団員も弁護士会の活動に参加すべき、呼びかけるべき。

#### • 萩尾団員

戦争法案と国際法との関係は解明した方がいい。国際法優位という考え方について。国際法はたとえて言えば、労基法の最低基準のようなもの。非民主的憲法よりは優先するが、憲法で国際法を超える基準を定めていい。ただし、国際法の中でも絶対的な優位性をもっているものがある。侵略戦争やジェノサイドの禁止など。国際紛争には、最終的には集団的安全保障で対応するというのが国連憲章。しかし、参加しない権利がある。集団的自衛権は暫定的、例外的な規定であり、国家が当然にして持っている、行使できる権利ではないと考えられる。

国際法学者からみて一番おかしいと思われるのは、グレーゾーンの問題。国際法の軍事目標原則に反する。軍隊と見られている自衛隊が警察活動を行うとそれに対する攻撃が容認されかねず、戦争の危険を導く。これは国際法上もおかしい。

#### • 久保田団員

9月にもう一度、憲法活動の交流会をしたい。

#### ◎教科書

#### · 三多摩 大浦

採択の状況を報告すると、小平は帝国、清瀬は東京書籍、昭島が東京書籍、残りの立川と多摩は多分 大丈夫、福生は1人だけ育鵬社を押す人がいたが大丈夫だった。

#### 武蔵村山の報告。

4年前から、元々の運動体(育てる会)の事務局に入って、2ヶ月に1回学習会、1年に1回教育市 民集会をやってきた。近接した時期には全戸配布もしてきた。

運動としては盛り上がったが、結果は残念ながら。ただ、4年前は出版社の名前も上げないで議論がされており、休憩に入って再開されると、全教科が載った一覧表をもって採択された。実質的には休憩時間中に決められた。これを受けて、教科書採択要項の透明性を確保するものに市議とも連携して変えた。なので、今回は、各教科それぞれ意見を述べるという形で議論が進められた。歴史公民は1名反対意見、もう1名はどちらともいえないとの意見だが、明らかに教育長の圧力による。実質的には3対2

#### で育鵬社。

残念ではあるが、次回に向けて頑張る。

#### • 金井団員

大阪は今回、育鵬社の教科書を大森委員長の主導で入れた。しかし、帝国書院の教科書を副教材で4000万円程投入して生徒に配るということをやっている。これは前代未聞。

大阪では育鵬社を進めるにあたって、委員長ら推進する人が踏み込んだ話をしている。東京では絵がきれいとかだが、産経新聞に報じられていたが、大阪では、育鵬社は、第二次世界大戦初期に日本が欧米列強を破ってアジアの人々が独立への希望を抱くようになったと書いてあることを推薦の理由だと話している。70年談話の記者会見でも安倍が言っていたが。復古的なところは安倍政権のうちにやってしまおうという動きがある。

#### ・石島団員

武蔵村山は残念ではあったが、三多摩で作ったリーフの評判が良く、育鵬社の駄目なところをその場で見ながら書けるということで評判がすごくよかった。地域ごとにみると駄目だったところはあっても、三多摩の活動により、八王子でそのようなリーフが配れた。全国的には良い運動だった。

#### • 齊藤団員

先週の全教の教育のつどいにて。教育委員長をやったことがある大学の先生が、教育委員会だけでは 教科書は選べないと言っていた。その先生は、色んな意見があるので育鵬社も隅々まで読んだが、それ だけで選ぶのは無理。現場の先生や父母が具体的に声をあげてくれないと。現場の声がどれだけ上がっ ているのかが重要。どんな良心的な教育委員でもそのような声がないと選べない。

#### ・久保田団員

大丈夫だったところも気を緩めないようにしないといけない。

#### ◎労働

#### • 竹村団員

レジュメに沿って、派遣法改悪と労働時間法制改悪を報告。

#### ・鷲見団員

8月27日に派遣法の審議が1日中行われる。これで参議院の厚生労働委員会は5回目。一応採決していいという回数らしい。大義名分ができる。維新は反対だが採決にのるらしい。民主の質問を聞いていると、絶対廃案というよりは、付帯決議をにらんでいるような雰囲気もある。9月3日に強行採決と言われていたが、9月1日に前倒しと言われている。9月7日の週以降は戦争法案に集中したいから。なので、9月1週を乗り切りたい。乗り切れば廃案の目は出てくる。1つは厚生労働委員へファックス要請。私は個人名で、附則についての意見を含めてファックス要請した。法律事務所でも個人名でもいいので、ファックス要請をしてほしい。

いずれにしても、9月1日の施行時期を変える必要がある。そうすると、参議院の後に衆議院にもう

一度送る必要がある。ただ、施行時期だけで衆院厚労委員会をやらせることまでは難しいとも。 もっと派遣の実態のひどさを訴える。「派遣労働者の回答と意見」にまとめたように、派遣法反対の色々な声が出ている。是非読んでほしい。

「従前の例による」によってみなし規定が適用されるのかという問題でも押していきたい。10月1日になれば直接雇用されるという期待をもって労働契約を締結したと言えるのだから、みなし規定が適用されるはず。これを厚労省の役人に聞いたら、みなし規定は一回も施行されていないから無理だと。そこまで言うなら政省令を変えて対応すると。ふざけた理屈。

施行日をずらすとすれば、成立から施行までの周知が数日ということになる。とんでもない話。 やや大衆性の少ないテーマにはなるが。そういうことも含めて9月4日の院内集会をやっていきたい。 革新政党への議員に対してもファックス要請などやっていく必要がある。 生涯派遣と3年首切りという2つの顔がある。両方押し出していく。

#### · 松井団員

労働法制改悪により、貧困化が進行することが確実。徴兵制が言われているが、そこに根拠がある。 先進国では志願制だが、各国が狙っているのは、経済的徴兵制。防衛医大「苦学生求む」とも。日本で 一番可能性があるのは、この経済的徴兵制。

労働法制改悪はこの目的の一環であることに注意する必要がある。

#### • 萩尾団員

派遣法は3年首切りをもっと強調すべき。

労働時間法制改悪につき、同一価値労働同一賃金の問題は年功賃金制度にも影響し得るという問題提起で労働組合と非正規労働者を対立させる議論より、経営者の何十億という収入、大企業の高利益を指摘すべき。

#### ◎基地問題

#### ・石島団員

団支部の取り組みとして、先日の八王子幹事会前に横田基地見学を行った。

オスプレイの横田基地配備。横田基地に配備される機種は事故が多いものであり、危険。連絡会としては、東京平和委員会、東京地評、自由法曹団東京支部を事務局団体として取り組んでいく。

#### • 萩尾団員

オスプレイの決議案の提案。日本全土から基地をなくそうという観点からも重要。

前回の八王子幹事会を踏まえ、単に配備を反対するだけではだめ、一切の飛行禁止と横田基地の撤去こそが願いだということを加えた。表題を「オスプレイ配備の撤回と基地撤去を強く求める」旨に訂正する。月曜日に執行する。

#### · 久保田団員

辺野古基地移転反対についてのノーモアベースフェスが、9月20日に集会を行うので、カンパもよろしく。

#### ◎盗聴法・司法取引

#### ・加藤団員

5月27日に法律家デモへの協力に感謝。

この間、一括ではまずいということで60数時間の審議を行った。8月に入って採決するのかしないのかが問題となったところ、大きな記事がでた。国家安全保障局が日本の内閣・各省庁、大企業を盗聴していたことが明らかになった。8月5日には、安倍首相とバイデンとの電話会談の中で、アメリカは事実上、この事実を認めた。ドイツのメリケル首相は激怒して抗議しているのに対し、安倍首相は弱腰。民間人を含めて相当数傍受されていることは明らか。アメリカ政府によって公然と侵害されている。

8月4日付朝日で報道。イタリア企業のハッキングチームの内部情報が流出した。去年秋にテロ対策特殊装備展でも出店。これに公安調査庁が関心を示していたことも流出。遠隔操作と同じ。

この問題が解決しないうちは前に進ませないと思っていたが、8月4日夜に修正合意をしてしまった。 実のある修正はない。8月7日に衆議院を通過。昨日参議院でも審議入り。民主と維新の豹変は、現場 サイドの話ではなく、現場は納得していないよう。

盗聴法については、政府は暗号かけるから流出は大丈夫とか言っているが、NSA ハッキングの問題を見ると、本当に安全か?

法務委員会では民主党からヘイトスピーチの法案も提出されている。今国会で成立するという話ではないが、先に刑訴法を議論するとはいかがなものかということもあり、修正合意されたとはいえ、すいすいと参議院でいくという話ではない。

対策本部も気合を入れなおし、団では第三弾の意見書も出す。

赤旗は、この刑訴法等改正について、治安立法であるという位置づけ。絞られた上に例外要件として 主観的要件が入っているという問題と、検察庁が通達レベルで暫時やるというのは危険が高い。検察段 階のものがどんどん法廷に出てくるということで逆に危ない。

戦争法案と一蓮托生で、性格的にも治安立法であることが明らかになったし、徹底審議を求めていく。 あきらめる局面ではない。議員要請など協力を。

#### ・長澤団員

警察が警察署で会話を盗聴できる仕組みが盗聴法の大きな改正点。NTT、ソフトバンク、ドコモ等の回線にきた通話を警察のパソコンに保存する。そのために暗号化をする。10何億というものをトーマスに委託。暗号化は専用回線を使う。一般回線じゃないからハッキングできないと言っているが、そんなことない。ハッキングの危険が残されている。

今までは、通信事業者が立会い、無関係であれば切断。弁護士との会話、医師との会話、マスコミとの会話であれば切ると内部規則としてなっている。適正に運用されているなら、秘密は遮断できる仕組みにはなっている。しかし、今度はすべて録音して警察が聞く。建前は自主的に同じことをやるといっても、信用できるわけがない。そういう意味では、通信事業者の立会権を排除するというのは、そのルールが守られることを保証できなくなる。

暗号化のソフトの開発に10億とか20億とか。特定のサーバを設置に1台数億を何台も。通信事業者が数十億の負担を被る。そうすると電話料金に上乗せされる可能性も。

通信の秘密は破られ、費用負担は通信事業者に負わせ、情報が権力機関に流れてしまうという危険は 払しょくできない。費用はどうなるのか?ハッキング出来ないのか?暗号を盗むことはできないのかが 解明されないと。 法案が仮に通ったとしても多くの問題が残っているという問題意識をもっておいてほしい。

#### • 西田団員

日弁連からすると7月から雲行きが変わって、修正案を突き付けられ暗いムードだった。8月4日に 急転した。変わった理由については、日弁連でも把握できていない。

団でもこれを把握して対策を立てる必要がある。日弁連は9月10日までに成立しなければしないだろうと。ただ、客観的にはそれまでに成立するだろうとも思われている。

#### ◎原発

#### • 西田団員

生業訴訟を中心に。被害回復訴訟については、千葉、群馬、生業が先行している。責任論の立証は終わったとはいえ、この後今のところ35人の本人尋問が残っているため、終結は遅い。千葉・群馬の判決が先か。ただ、群馬の裁判所の進行に問題があって、最初に判決されると困るが、国が頑張って引き延ばしを図っているので、結局千葉が先行するか。

責任論のメインは、国との関係では規制権限不行使の基礎事情としての予見可能性、東電との関係では、過失を基礎づける予見可能性。対象と有無の問題。対象については、現に起きた地震・津波なのか、敷地高さを超える津波を予見できたかで完全に主張が割れている。有無については、知見の集積があったかどうか。生業では辻地震学者の反対尋問まで終わった。団が原告側になる裁判で、学会のトップ中のトップを証人で呼べるなんて聞いたことがない。そういう意味で充実した裁判でやりがいがある。

#### ◎オリンピック関係

#### • 石島団員

新国立競技場の問題。

今後は、9月7日に提言討論集会。平和とスポーツという形で、宇都宮健児、青沼博之さんを呼んで 取り組みをする。

白紙撤回を受けて、どういう風に進めていくのかを今後もオリパラ都民の会でしていく。

せっかく撤回させたので、費用を増やさせない。景観を守るという方向性も。近隣住民を追い出さないようにという問題も。

止められないと思っていた国立競技場が止まったということは、戦争法案の話でも学習会で勇気づけられる。

#### ◎行動提起 金井団員

今回のサマーセミナーは参加者延38人で近年まれにみる多さ。情勢が影響。

#### • 戦争法案

- 9月7日からの週が特に正念場。
- 8月26日の日弁連集会。8月30日の10万人デモ。支部として全力動員を。
- 9月1日の団議員要請。若い団員を中心に参加を。
- 個人でも事務所でも、委員会の議員に対してファックス要請。

#### 教科書

東京支部では成果が出た。戦争法案に続け。 4年後のために支部として今回の活動を総括する文書を 作っておく必要。

#### • 派遣法

9月3日又は1日に強行採決。 ファクスによる議員要請を早々に呼びかける。 9月4日の院内集会、議員要請に参加を。

・盗聴法・司法取引 9月10日が最終リミットと。 ここもやはり、ファックスによる議員要請



# 「田無9条の会」の代表になって

### 渋谷共同法律事務所 原 希世巳

私は西東京市に50数年住んでいますが、諸々の活動のメインは世田谷と目黒の地域です。ところが、昔目黒警察の弾圧事件で私と一緒に目黒警察に行ったというご婦人(すいません。こちらは覚えてなかったのですが)が今は田無にお住まいで、この方から突如田無9条の会を作りたいので代表になってほしいと口説かれました。結構気楽に受けたのですが、なかなかハードなことになっています。

5月24日の結成集会に続いて、6月5日に第1回世話人会、6月28日に第1回学習交流会、7月18日に第2回世話人会、8月9日に第3回世話人会、8月23日に第2回学習交流会と2~3週間おきに会議が入ってます。次回は9月5日に第4回世話人会です。学習交流会は20名前後、世話人会は7、8名でやってます。

私は「学習交流会」では毎回30分程度の話しをし、「世話人会」では毎回情勢の話しをしています(いやでも勉強しなくてはなりません)。

端から端まで  $1.5 \, \mathrm{km}$ 足らず,町内会が 5,  $6 \, \mathrm{lm}$ 程の狭い地域の  $9 \, \mathrm{sm}$   $9 \, \mathrm{sm}$ 

8月9日には西東京市内・田無の隣町、北原地域の9条の会の結成集会に隣組として呼ばれて1時間の話しをしました。

地域で子供文庫をやっているHさんというおじさんが事務局長。彼が頑張ってこの3ヶ月弱で「田無9条の会ニュース」をすでに4号出しています。私も短い原稿を2回くらい書きました。事務局担当の方4,5人で会員宅を回って配達しています。暑い中頭が下がります。ニュース第5号への原稿も頼まれましたので、こんな風に「学習交流会」で話したことの一部を書きました。

国会では、自衛隊が8月に戦争法案が成立することを前提にした実施計画を作っていたこと が暴露されて大問題になっています。

内容的にも、平時から日米軍の共同司令部を作ること(日常的に自衛隊は米軍の指揮下に入る?)、東シナ海の警戒監視等の強化・南シナ海についても検討(南シナ海には日本の領海などないのに?)、南スーダンへのPKOでは、9月から駆けつけ警護や武器使用の訓練をして12月に9次隊を送ること(他国軍との共同宿営地の防衛では武器使用は無制限になるのだそうです)など、無茶苦茶なものです。

「米軍へリが墜落して自衛隊特殊部隊2名が同乗していたことがばれてしまったことの意味がよく分かった」との会場発言もありました。国民に知らされないところでどんどん事態が進んでいるようです。

戦争法案が通されれば、日本は一気に軍国化への道をひた走ることになりかねません。子供 や孫の世代が一番の被害者になります。何としても食い止めましょう。 9条の会ではありませんが8月21日には「レッドアクション in 西東京」の女性の皆さんが田無駅頭で100人の行動をやりました。私は行けませんでしたが、当事務所で同じ西東京市民の淵脇みどり弁護士も呼びかけ人になってましたので、元気よくやったに違いありません。

これからですが、「戦争させない西東京  $9\cdot 12$  実行委員会」というところが主催する学習会(青井未帆講演)が当面の最大課題です。 9 月 1 2 日に西東京市民会館大ホール 5 0 0 人というとてつもない会場をとっていますので、必死で動員です。

「何であんなおっきな会場取ったのかねえ」とわが9条の会の面々は嘆いてますが、協力しないわけにもいきません。という訳で、よろしかったら皆さんものぞいてみて下さい。2時からです。終わった後パレードもあるようです。

# ノーモア・ベース・フェスご協力の御礼と次回企 画のご案内

## 東京南部法律事務所 大住 広太

2015年7月11日、第1回ノーモア・ベース・フェスが開催されました。暑い中ご参加いただいた方、企画に賛同いただいた方、経済的な支援を頂いた方には心から感謝を申し上げます。

当日は、新宿駅前で最後の呼びかけを行った後、新宿区柏木公園に約200名が集結しました。様々な方にご参加いただき、それぞれの基地に対する思いを語っていただきました。沖縄から駆けつけてくださった先生もいらっしゃいました。

その後、アピールウォーク(デモ)に出発。1日の乗客数世界第1位の新宿駅をぐるっと一周し、沖縄には基地はいらない、日本中どこにも基地はいらないと訴えました。

先導車はサウンドカーで、現代風の音楽を流し、「NO MORE BASE!」、「辺野古を守れ!」、「沖縄の声を無視するな!」などとコールをしつつ、周囲の人々にビラを配布しながら参加を呼びかけ、新宿を練り歩きました。街頭からは、「がんばれ!」、「基地反対!」などと声をかけていただき、デモに参加してくれた方もいらっしゃいました。

今回の企画は、沖縄の声を日本全国の声として広げる第一歩になったのではと思います。ご協力いた だきました皆様には、改めて厚く御礼申し上げます。

私たちは、今後も継続して基地の廃絶を訴えていきます。現在、第2弾を企画中です。強硬に基地建設を進めようとしていた政府が辺野古基地建設を一時中断せざるを得ない状況まで追い込んだ現在、よりいっそう強く基地の廃絶を訴えていく所存です。そこで、第2回企画は以下のように予定しています。

①講演会:「ノーモア・ベース・フェス-沖縄基地×戦争法案-」

【日時】2015年9月20日午後2時半から午後6時

【場所】全理連ビル(JR代々木駅北口より徒歩1分)

【講師】渡辺治さん(一橋大学名誉教授)・森住卓さん(カメラマン)

【内容】お二人には、辺野古新基地建設に関する沖縄の現況、安倍政権が強行しようとしている戦争法案と沖縄基地の関係等についてお話しいただき、今後の私たちの運動につなげることを目的とします。②キャンドルアクション

【日時】2015年9月20日午後6時頃~

【場所】新宿駅西口

【内容】キャンドルなどを手に、夜の新宿で街宣活動をする予定です。

第1回開催時にも、多くの方々にご支援をいただきました。今回の企画でも、講師の方のご厚意により、格安で講演を引き受けていただいておりますが、交通費、会場費等、どうしても一定の費用が必要となっています。皆様方におかれましては、ぜひとも本企画にご賛同いただくとともに、ご支援をいただければと存じます。

カンパにつきましては、下記口座からお振込みいただければ幸甚です。また、今後の企画等の連絡のため、メーリングリストを作成いたしました。登録していただける方は、大久保修一弁護士(旬報法律事務所)ohkubo@junpo.orgまで、お名前、所属をご記載の上、メールにてご連絡ください。FaceBookやTwitterでも随時情報発信中です。ノーモアベースフェスでご検索ください。

私たちは、今後とも、沖縄の声を日本中の声にするため、運動を続けていく所存です。第 2 回企画、 そしてその後の企画でも、皆様のご参加をお待ちしております。

#### カンパのお振込先

ゆうちょ銀行からの場合	ゆうちょ銀行以外からの場合		
【口座記号番号】 00190-3-602439	【 銀 行 名 】ゆうちょ銀行		
【口座名称】 ノーモアベースフェス	【 店名(店番)】○一九(ゼロイチキュウ)		
	【預金種目】当座		
	【口座番号】0602439		



# 残業代ゼロ法案廃案に向けての宣伝活動

### 旬報法律事務所 大久保 修一

残業代ゼロ法案や裁量労働制の対象拡大を盛り込んだ労基法改正案について、政府は、7月29日、 今国会での成立を断念した。しかし、秋の臨時国会での成立の可能性はまだ閉ざされていない。

そこで、労基法改正案の内容を周知し、長時間労働の危険性を社会に呼びかけるために以下のような 宣伝活動を行った。

#### (1) 1週間の大型ビジョン放映

改正法案によって長時間労働が蔓延されてしまう危険性を周知するために、ブラック企業被害対策弁護団が中心となり、平成27年8月4日から10日までの間、「ブラック法案によろしく」というタイトルの15秒のCM動画を、1週間で合計476回、有楽町駅前の大型ビジョンにおいて放映した。

#### (2) 「ブラック法案によろしく」

「ブラック法案によろしく」は、佐藤秀峰氏による漫画「ブラックジャックによろしく」が著作権フリーであることから、この漫画のパロディとしてブラック企業被害対策弁護団で作成したものである。

登場人物のセリフを入れ替え、「大事なことだからもう一度言わせてもらう、法案の対象は年収1075万以上の高給取りだけだ」、「本音は年収400万以上だろ!」としたり、「毎日睡眠とらせて1年360日働かせる、一定の休日は与えるけど1日24時間働かせる、残業代ゼロ法案ではいずれも適法」としたりして、法案の危険性を訴える内容となっている。

youtube に動画(フルバージョン、ショートバージョン等、複数あり。)が掲載されており、「ブラック法案によろしく」で検索することが可能である。

余談ではあるが、動画の登場人物約15名のセリフは (フルバージョンの解説も含めて)、全て一人の 弁護士が声優を担当し、吹き込んでいる。

ぜひ一度、見ていただきたい。

(3) 3名の議員演説、約25名の弁護士による宣伝活動、1000個のティッシュ配布

大型ビジョン放映の初日の8月4日には、国会から民主党の山井和則議員、共産党の小池晃議員、社民党の福島瑞穂議員も駆けつけ、法案への反対姿勢についてのアピールが行われた。また、同日には、弁護士約25名が集まり、有楽町駅前で冊子やティッシュを配り、約50分間で用意していたティッシュ1000個全てを配布した。

#### (4) 廃案に向けて

上述のとおり、残業代ゼロ法案については、秋の臨時国会での成立の可能性が残されている。

しかし、同法案が成立すれば、長時間労働が蔓延し、ブラック企業に労働者を使い潰す口実を与えることになってしまう。法案の問題に関心を持ってもらい、同法案を廃案にするために「ブラック法案によろしく」を広めていきたい。

# 若手弁護士へのメッセージと返書

# 弁護士活動46年の回顧と若い弁護士諸氏にのぞむこと

旬報法律事務所 清水 洋二

#### I はじめに

私の弁護士活動は、今年4月以降46年目に入った。

過去45年間の活動を振り返った時、種々の大規模事件も担当する一方、弁護士会や裁判所等における公職も数年にわたって経験して来た。当初は、まだ総評弁護団(現労働弁護団)の事務局活動も数年間経験したが、自由法曹団の幹事や事務局活動には参加して来なかった。従って、私が団の支部ニュースに文章を寄稿するのにふさわしいといえるか否かは疑問がなくはないが、折角今回執筆の依頼を受けたので、私の46年に及ぶ弁護士活動を回顧しつつ、卒直な感想を述べさせて頂くこととする。

#### Ⅱ 労働弁護士を志した動機

- 1 私は、国家総動員法が施行された1938年に北海道の東部に位置する池田町に農家の二男として生れた。
  - 1957年に高校を卒業したのち、独学で大学へ進学すべく単身上京し、新聞配達等の仕事に従事して生計を維持しながら受験勉強をした。
  - 1960年4月に中央大法学部(2部)に入学し、安保闘争を経験したのち、その後1部に転部したが、この間アルバイトの収入と奨学金を受給しながら、法律学等の勉強をした。この頃から権力や資本に従属しないで自由に自分の意見を言える弁護士になりたいと思うようになった。しかも、大学では、自分が労働者の経験を有していて労働者の置かれた劣悪な労働実態を知っていたことや貧困等の社会の矛盾の発生要因に興味があったため、労研と横井(芳弘)ゼミに参加して、労働法等の社会科学について精力的に勉強すると共に、弁護士になるとすれば、いわゆる労弁といわれる労働者・労働組合の権利を守るための弁護士になりたいという気持が一層強くなって行った。
- 2 1964年に大学を卒業したのち、東京都庁に就職し、公務員の仕事をする傍ら受験勉強を続けた結果、幸い67年に司法試験に合格することが出来た。
  - 1968年に司法研修所に入所(22期)したが、同期の青法協活動(全修習生の過半数が青法協会員)は非常に活発であったため、最高裁と研修所からの青法協への攻撃は激しく、いわゆる司法反動と呼ばれる時代に入って行った。札幌地裁(福島裁判長)での実務修習中、長沼事件の裁判をめぐって平賀書簡問題が発生するなど貴重な経験を味わうことが出来た。

#### Ⅲ 旬報法律事務所における労弁としての活動

1 私は、1970年4月に労働旬報法律事務所(以下、旬報という)に入所し、弁護士活動の一歩 を踏み出したが、入所したのは、学生時代から労働法・労働事件に興味があって勉強をしていたた め、これらの知識を生かせる事務所として旬報が最適と思われたこと、旬報が総評弁護団の中心的 事務所となっていたため、総評系労働組合の事件を多数担当出来ると考えたこと、旬報所属の東城 守一弁護士らの活動とその能力に憧れのようなものを抱いていたことなどがその理由である。

2 70年代から80年代前半にかけて、総評労働運動は最盛期にあって、労使の対立は激しく、集団的労使関係に関する紛争や刑事弾圧が多発したため、裁判所や労働委員会において多数の大規模かつ困難な労働事件を担当することとなった。私は、このような多数の事件を担当する中で考えさせられる点が多くあったが、労働法学者等の研究は、実務における事件処理の理論としては、追いついていないことが多かったため、学者に対して問題提起をして理論的に深めて貰おうと考えて、自分で法律雑誌に整理解雇や企業倒産等に関する論文を発表したことも少なくなかった。

このように、この時代は、労働事件について、実務的にも理論的にも私の弁護士活動にとって貴重な経験をすることが出来た重要な時期であった(なお、私は、最高裁で3回も弁論をするという機会が与えられたが、とりわけ日本食塩製造事件において最高裁が判示した解雇権濫用法理は、その後の判例と実務をリードし、労働契約法16条として法文化されるに至った)。

#### Ⅳ 公害・薬害弁護士としての活動

1 1970年4月に旬報に入所した当時、豊田誠弁護士(13期・元団長)が前年から旬報に在籍 していたこともあって、72年になって、同弁護士のところにスモン(SMON)と呼ばれていた 神経疾患に関するキノホルム薬害事件についての相談が被害者の方々から持ち込まれた。

私は、前記のように、労働事件だけでも多忙を極めていたが、豊田弁護士からスモンの被害者のところに一緒に会いに行かないかと言って誘われたため、同行することにした。当時、私は、自分も子供の頃から胃腸が弱かったため、キノホルム剤(ワカ末錠)を頻繁に使用していたことなどの理由から、スモン患者の被害を他人事とは思えず、弁護士登録をしたばかりの鈴木堯博弁護士(24期)も加わって3人で群馬県に居住していたスモン患者のところに会いに行った。そこで私は、スモン患者の深刻な被害の実態を知って、大きなショックを受け、この人達の被害救済のためには、国や製薬企業を相手とするこの事件を代理人として担当して、何が何でも勝利しなければならないと考えるに至った。これが、主として労働事件を担当するために旬報に入所した私が、その後も含めて薬害事件・公害事件等にも取り組むようになった主な理由である。

2 スモン事件(常任弁護士として関与)は、全国の各地裁に訴訟提起されて、各地裁で勝利判決が 続いたのち、支援者による大きな運動の力もあって、1986年11月に確認書調印による和解に よって全面解決に至った(この闘いの過程で薬事法の改正と薬害救済基金法の制定という成果も勝 ち取ることが出来た)。このようなスモンの闘いの貴重な経験は、その後HIVというウイルスの混 入した血液製剤によってHIVに感染しエイズを発症するに至った血友病患者の被害についての薬 害エイズ事件(副団長・団長として関与)の訴訟を担当した際に、訴訟の進行においても、裁判所 の所見を前提とする和解による全面解決(1996年3月)においても、十分に役立たせることが 出来た。

#### V 弁護士会等における活動

私は、1970年に二弁に登録したが、前記のように、当初は個々の事件の処理に追われていたため、しばらくの間は弁護士会の活動には、委員会活動も含めてほとんど関与して来なかった。しかし、大型の労働事件が減少すると共に、スモン事件が解決したのちは、日弁連の女性の権利委員会の委員として、労働者派遣法や労基法改正の意見書作成に中心的に関与し、二弁の各種委員会の委員長等としても関与する機会を与えられた。

とりわけ、1998年から1年間は二弁の筆頭副会長・日弁連の常務理事として関与する機会を与えられ、全国の多くの弁護士のみならず、裁判所や検察庁の関係者とも意見交換をする機会があったが、司法改革について得難い経験することが出来たと思っている(なお、10年間東京家裁の調停委員を経験する機会を与えられたことも、多くの異業種から参加している民間の調停委員の方との交流を深めることが出来た)。

#### VI 若い弁護士諸氏にのぞむこと

46年間に及ぶ私の弁護士活動を振り返った時、われながら、多彩な活動を行って来たと思う。このような種々の活動を大過なく行うことが出来たのも、自分が健康に恵まれると共に、依頼者の正当な権利の実現を図るという意欲を失うことなく、担当する事件等に理論的興味を持って真剣に取り組むという姿勢を継続して維持することが出来たからであると思う。

弁護士は、現在種々の面で困難な状況にあるため、私が行って来たような活動をすることは難しいと思うが、以下の諸点に注意をして事件活動を行って頂ければと思う。①個々人にとって興味のある分野を一つか二つ見つけて、その分野の事件では、誰にも負けないようなエキスパートの弁護士になること、②担当する事件については、常に理論的水準や文章能力を向上させ、裁判所や相手方弁護士からも一目おかれるような訴訟活動を展開すること、③依頼者(但し、クレーマー的依頼者もいるので要注意)の正当な権利を守るために最大の努力を傾注すること、④財政的基盤の確立を常に念頭に置きつつも、決して金儲け本位の事件処理に走らないこと、⑤高い倫理観を持って、政治的問題を含めて社会のために貢献する活動を行うこと、⑥心身共に健康であるために、スポーツや気分転換になる趣味を持つこと。

僭越ながら差し出がましいことを書かせて頂いたが、人生の終末期に入った高齢者のたわごとと思ってお許し頂きたい。若い弁護士諸氏にとって、少しでも参考になる点があれば望外の喜びである。

# 岡田克彦先生への返書

## 東京南部法律事務所 黒澤 有紀子

- 1 岡田先生、はじめまして。現在、弁護士4年目になります東京南部法律事務所の黒澤と申します。 先生の若手弁護士へのメッセージを拝読し、先生の45年にわたる弁護士生活の振り返りを受け、 恐縮ながら、ぜひ返書を書かせていただきたいと思いました
- 2 司法修習生時代のこと

岡田先生のメッセージの中には、修習生時代のことが書かれておりました。私が修習生だったときには、いわゆる「前期修習」というものはなく、全体としても1年間という短い期間でした。2年の修習期間があったことはとても羨ましいです。また、修習生への給費がなくなり、「貸与制」となるということで、私の友人の中には、司法試験に合格できたにもかかわらず、修習には行かずに、これまでの奨学金を返すべく、早々に企業に就職した方もいました(もっとも、私達64期は先輩方をはじめ、色々な方々の尽力の結果、修習開始直前に1年間の貸与制延長を勝ち取り、給費をいただきました。もっとも、その後、65期以降は貸与となっております。許せません!)。

岡田先生が修習生であったときには、青法協の会員が半数以上ともなっていたとお聞きし、驚きですが、私達64期の時も(青法協の活動も先生の時とは比較にはなりませんが)相当の盛り上がりを

見せ、自由法曹団の先生方からのご支援もあり、7月集会を成功させることができました。毎年行われている7月集会、修習生活になくてはならない行事となっています!

私達の修習時代には、3.11の震災があり、原発を含めた政府の説明のいい加減さ、危険さを痛感し、多くのことを考えさせられました。

短い修習生活ではありましたが、日本社会のことをじっくりと見て、考えることのできた1年でも あったと思います。

岡田先生が修習生であった時から起こり始めた「司法反動」から、数十年経ちましたが、(未だにその雰囲気を感じながらも)社会を見つめ、自身の法律家としての役割・責任を感じ、修習時代に精一杯の活動をしている若者がいる、ということは、やっぱりいいな(あ、私もまだ若者だと思いますが!)と思います。

#### 3 戦後70年

現在、戦後70年となりますが、現在進められている安保法制の問題を中心に、安倍政権の暴走は留まることを知らず、ばく進中です。

あすわかを中心に若手弁護士においても、憲法カフェなど学習会を行ったり、各地で宣伝活動を行うなどして、反対の声を上げています。

岡田先生のメッセージを拝読し、ご病気などの困難がありながらも、身近な事件を含め、不屈に自由法曹団の弁護士として、活動されてきた、そういった軌跡を読ませていただいたように思いました。 いずれ、私自身も45年間の弁護士生活を振り返ってのメッセージを若手に送れればなと夢見ております。

# 第 27 回東京支部ソフトボール大会 10月23日(金)開催!

第27回ソフトボール大会を10月23日(金曜日)におこないます。チームエントリー受付は9月3日より開始しています。今年もたくさんのチームの参加をお持ちしております。

集団事務所はもちろん、集団事務所でない団員弁護士・事務局員などの皆さんも是非ご参加下さい。 女性の参加も大歓迎です。一人でも参加したい、人数が足りなくてチームができない時は、混成チーム をつくることも検討します。ソフトはやらないけれど、応援だけでも結構です。是非応援団をつくって 盛り上げてください。

今年も審判員を組織したいと思います。円滑な運営のためにも、ふるって名乗り出て下さい。 例年同様、ソフトボール大会終了後は懇親会を開催します。会場は大井埠頭中央海浜公園内のレストランです。こちらも是非ご参加下さい。

★開催日時: 10月23日(金) 午前9時半~午後4時(予定)

★会場: 大井ふ頭中央海浜公園スポーツの森野球場

なお、雨天中止の場合、順延日程はありません。

参加申込はファックスでお願いします。締切は9月24日(木)です。

## 全国弁護士グループの先生と職員の皆様をお守りします!

# 全国弁護士グループ『弁護士休業サポートプラン』

团体所得補償保險 + 団体長期障害所得補償保険(GLTD)

## 主な特徴 (2つの制度共通)

- ■保険料は全国のスケールメリットを活かした団体割引25%
- ■ご加入手続きは簡単で、<mark>医師の診査も不要</mark> ※告知書の内容等によりご加入が制限される場合等があります。
- ■国内外や業務中・外を問わずワイドに補償し、保険金請求も簡単です!

## 【①所得補償保険】

- ●病気やケガによって就業不能となった場合、月々の所得を1年間、 または2年間補償します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- ●ワイドプランでは、入院による就業不能時は、手厚く補償します。 ※D·E·F·R·S·T型の場合
- ●所定の精神障害による就業不能も補償します。

く保険料表> スタンダードブラン、A型、支払対象外期間7日、団体割引25%、 職種級別1級、保険期間1年、精神障害補償特約セット、 保険料単位:円(保険金額10万円あたり)

対象期間	1年	2年	
25歳~29歳	820	990	
30歲~34歲	1,000	1,250	
35族~39族	1,260	1,640	
40歲~44歲	1,570	2,100	
45歳~49歳	1,870	2,540	
50族~54族	2,170	3,000	
55歲~59歲	2,300	3,230	
60歳~63歳	2,410	3,420	

# 長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします!

# 【② 団体長期障害所得補償保険(GLTD)】

- ●病気やケガによって就業障害となった場合、最長70歳まで長期に 補償します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- ●所定の精神障害による就業障害も補償します。※最長2年間
- ●長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減 りがないよう物価指数の上昇に連動してインフレスライドさせて お支払いします。

く保険料表>

団体割引25%、保険期間1年、精神障害補償特約セット、 保険料単位:円(保険金額10万円あたり)

計争期間・70 集主で Wand Steel cott - ナル・体

支抵対象が 対同 資本的	X) 系州間: /U成まじ ※加人時65~89歳の万は一律3年				
	372日		737 🛮		
	男性	女性	男性	女性	
25歳~29歳	993	875	949	843	
30歳~34歳	1,083	1,163	1,018	1,109	
35歳~39歳	1,340	1,712	1,252	1,635	
40歲~44歲	2,026	2,785	1,885	2,645	
45歳~49歳	3,048	4,131	2,843	3,886	
50歳~54歳	4,667	5,865	4,293	5,441	
55歳~59歳	6,368	7,010	5,701	6,303	
60歳~63歳	6,954	6,591	5,730	5,453	

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

#### 〈取扱代理店〉

#### 株式会社宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3橋本ビル3F

TEL: 03 (3405) 8661

#### く引受保険会社>

#### 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3

TEL: 03 (3593) 5112

(SJ13-08976 、平成25年11月11日)